

学校法人会計基準制定 20周年を迎えて

- 三角 哲生 国立西洋美術館館長
- 谷田部栄広 日本公認会計士協会常務理事
- 飯野 晴夫 文化学園理事
- 山口 善久 学校法人委員会委員長
- 杉崎 正彦 東京電機大学庶務課主事



三角先生



杉崎先生



山口先生



飯野先生



谷田部先生

伊達 本日は大変お忙しいところを皆様にご出席いただきましてありがとうございます。昭和45年に学校法人会計基準が制定されたわけですが、ちょうど20年経ったということで、今日の座談会が企画されました。私ども学校法人経理研究会も52年に発足してたわけですが、当時この学校法人会計基準がなかなか学校になじまない、いろいろと問題があるというので、財務経理の研究団体として、私立学校の健全な発展のためにスタートしました。現在、基準も定着したといわれておりますが、今日は振り返ってみたい貴重なご意見を拝聴できればと存じます。

当時、三角哲生先生は文部省の管理局振興課長として実際の制定にあられた、という経緯がございまして、現在は国立西洋美術館館長で

あります。谷田部栄広先生は公認会計士協会の常務理事で当時より学校法人会計に関与されていまして。山口善久先生は学校法人委員会委員長としてご出席願いました。また、当時文部省学校法人財務調査会の委員であられた文化学園理事、飯野晴夫先生、東京電機大学の杉崎正彦先生に学校側としてご出席いただきました。

では、杉崎先生に司会をお願いしたいと存じます。

司会(杉崎) 学校法人会計基準が制定されて20年経ちましたが、この基準がどういう必要性があって、できてきたのか、また、どういう過程を経てこういう形になったのか、私たち若い経理担当者はその成立の経緯をよく知りません。今日はその辺のところを当時携わった方々

にご教示いただければ幸いです。まず、お聞きしたいのは、学校法人会計基準成立以前の学校会計、そして、どういう切掛で制定されたのか。判定にあたっての基本方針。また、基準制定前後の苦労話。文部省を初め、各私学団体の対応はどうだったのか。また、具体的な細かい所に入ると、例えば資金収支計算を現在中心にしているように感じますが、つまり、様式で最初出てくるのが、資金収支計算なのですから、何故そういう形になったのか、会計基準の特性ともいえる「基本金」の概念はいかようにできたのかなども合わせて伺わせていただければと思います。これらは皆、私自身が知りたいことでもあります。よろしくお願い申し上げます。

三角 20年前のことなので、正確に述べるのは難しいのですが、「私立学校振興方策の改善について」という答申がでて、これによって各私立大学への一種の経常費補助が始まりました。昭和43年44年の2年間でしたけれども、それは整備費に限った補助だったのです。

しかし、それ以前は私学に対する財政措置というのは、施設・用地に対する融資が主なものでした。補助金という形で、私立大学研究設備費補助というのがありましたが、それは私学助成というよりは学術振興の色彩が強かった。そのいずれも形のある物への助成でしたが、昭和45年から始まりました経常費補助は人件費も含む補助です。国民の税金が形のないものに使われるというのは例がないわけですから、財政当局は非常にしっかりと補助条件ができるのかどうかといろいろ検討されたのです。この経常費補助金を実現しよう、タイミングもちょうどいい時ではないかと判断されたのが、当時の管理局長の岩間英太郎さんで、自民党では文教

部会長で愛媛県選出の八木徹さんです。

その条件というのは、ひとつは学校法人の経理をきちんとしたものにしないと国民の税金を使うわけにはいかない。もうひとつは、「金はだせども口はだすな」という強い主張もありましたが、やはり国民の税金を使うのだから、少なくともこの補助の配分を受ける私学に関してはできるだけ最少限度にするにしても規制はやむを得ない。それが日本私学振興財団法のいわば「車の両輪」のようなものでした。事務当局としてはきちんとした会計経理のためには基準を設定しなければならないということで、企業会計原則を参考にして、営利事業を目的としない学校法人会計にどのような基準を設けるか、原案の作成をご相談するために古川栄一先生を初めとする学校法人財務基準調査研究会を設けました。

杉崎さんの質問にございました基準制定以前の私学の会計はどうなっていたかといいますと、何分私学は千差万別でありましたが、小さな短期大学などでは、学校によっては、教職員の俸給日の前夜に学長先生がご自分の家で一人々々の給料を袋に入れ、当日の朝、風呂敷につんでもって行って一人々々に手渡すというような話もあったりして、手づくりの学校運営それ自体は見習うべきものとしても、これはいわゆる大福帳経理で、同様の学校も多かったようです。そこで複式簿記を取り入れた私学全体で共通の経理処理を採用しようと考えました。

飯野 三角先生の話されたような話は実際にいっぱいあったのです。ほんとうに笑い話のようですが、笑えない話ですよ。ただ私もその当時から一番進んでいる学校では、臨時部会計と経常部会計という形でやっていた学校はかなりあったと思います。

もうひとつは、さらに進んでいるところでは、損益計算もとりにいれている学校もあり、そのように、確かにまちまちなのですが、それらの法律的な根拠はどこにあるのかというと、私立学校法の47条に毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えおかねばならない。法律上のおおまかな根拠にもとづいて、各学校法人は自由に会計処理を行い届け出をしていたと理解したほうがいいのではないのでしょうか。

先程減価償却の話がでましたが、何故定額法を採用したのかという前に、減価償却すべきかすべきでないかということが、大きな問題となりました。

これは、文部省の学校法人財務基準研究委員会でのことではなく、各私学団体の経理研究会で、1年位議論されたように記憶しております。

次に臨時部会計と経常部会計の2つのことに触れますが、臨時部と経常部の区分の基準がバラバラですから、たとえば、臨時部とは土地を購入するとか、校舎を建てるとか、臨時的な事業を臨時部として別会計にして、それ以外を経常部とするなど、マチマチであったので、むしろ一本にまとめた方がよいのではないかということで一本化の方向にまとまってきた経過があります。

ともかく、私立学校の会計は、1,000校あったら1,000校とも違うとは言い過ぎとしても、かなりの学校で別々の会計を行っていたといえましょう。

谷田部 その当時出版された本が今手許にないので、確信をもってはいえないのですが、心に強く残っていることがあります。当時文部省

監修の「学校法人設立の手引」という本があったのですが、その中に財産目録とともに収支計算書を作りなさいとありました。その収支計算書のあとに（ ）書きで損益計算書と添え書きされていたと記憶しているのですが、つまり、収支計算書という中身が、ある学校によっては資金の収支計算書であるけれども、ある学校によっては実は損益計算書であった、というそういう実態がこの手引書に現れていたのではないかとも思われるのです。そのことが気になっていたのですが。基準の制定前というのは、今飯野先生がおっしゃったように、私学の独立ということで余り官からあだこうだといわれたくない、ということがあるのですよ。規制を受けることは好まないという基本的姿勢があったわけですから。

そうするとどうなるかというと、結局、2つの流れがでてくるのですが、ひとつは官庁の出身者が経理担当者になるというケース。企業会計の出身者が経理担当者になるというケース。そうすると、官庁出身者の方は今でいえば資金収支計算書にあたるものを作り、企業会計出身者は収支計算書と称して実際は損益計算書を作っていたのではなかったかと思います。こういう2つの大きな流れがあったのだと思います。この2つの大きな流れの中で、収支計算書はどのような基準で作りなさいとか、損益計算書は企業会計原則で作りなさいとか、そういう規制はなにもないですから、したがって、各学校が2つの流れはあったもののその中味はバラバラであったといえるでしょう。

確か、短大協会で実態調査をした際、須藤先生もこのことを発表されていたと記憶しております。私学助成にあたっては税金を使う以上、適正な経理をしなければならない。そうい

う要請があって今日の会計基準が制定され、また公認会計士によって監査しなければならないというのも、そういう経緯からです。古い話になりますが、臨時私立学校振興法調査会というところで、私立学校振興方策の改善についての答申が42年6月30日にでた。その中に、最後の方になりますけれども関連する諸方策という中に私立学校の経理の合理化・適正化という項目がありました。このなかに、国民の税金を使うということと、父兄のお金を使うという観点から、まさに国民の理解と信頼を得るための経理の合理化適正化を確保する適切な処置をする必要があったわけです。

そのためには、会計基準を設定しなさい、そして公認会計士による監査を受ける。その当時、公認会計士協会の会長であった井口先生が、この調査会の一員にはいっておられ、その関係から、逸早くこういうことをもりこんだのではないかと思います。

飯野 さっきの話の続きですが、常滑の公江先生もこの調査会にはいっていて、たまたま、その公聴会を聞きにいったことがあります。それで、直接の原因は、この臨時調査委員会の答申を文部省が受けて、財務基準調査会が始まったものと思います。

三角 結局この経常費補助金をなんとか実現しようということになって、こういう答申が意図されたのですね。

谷田部 昭和43年7月に文部省の中で学校法人の財務基準研究調査が行われて、44年7月に中間報告が出た。そして、この中間報告を受けて45年5月に学校法人の財務基準研究調査についてという、通称「報告基準」というのがでた。この「報告基準」が出る前からそれぞれの私学団体が独自に調査研究し基準らしいものを

発表していたのです。それが叩き台となって、「報告基準」ができたといえると思います。

杉崎 先ほどからのお話を簡単にまとめますと、千差万別の経理状況の中で、補助金をだす、ということについては会計基準の制定がどうしても必要であった、ということですね。

谷田部 私学が助成を受ける前から、今の状況では、私学自身が非常に困るという考え方から、自発的に基準を作ろうという気運はあったのです。

飯野 そうなんです。そこをわかってくれないと困るんですよ。

谷田部 基準制定は、監査があるから基準が必要になったということも事実なのですが、それだけでなく、前から私学側でもなんとかしなければいけないという要請はあったのです。

杉崎 我々若手にとってよくわからないのは、補助金を出してほしいという部分で、その前段階で、私学の財政状況が苦しかったのだらうという時代背景があると思うのですが。我々の時代は、どちらかというとその財政的に非常に苦しい時代を過ぎたあとであります。経常費補助が当り前になってから私学に就職しておりますので、その当時の私学の財政状況をお教え願えますか。

三角 この「私立学校振興方策の改善について」という調査会の答申をみますと、面白いですね、「学生数と経営安定状況等、基本問題を数年後に検討するのが適当である。」とあります。

しかし、「私立大学の経営研究条件学生の数については数年後種々の問題が生じてくる。」と書いてあります。経営上の問題点、この当時は私学の数がだんだん増えてきており、そして

また、学生の進学率も上がってきた。

すると、「校地・校舎を拡充したりして、そのために借入金が増えたり、債務償還が増大する。で、10年間に於いて建物面積が約2.5倍に評価されるとなる。」と。それが経営上大きな負担になってきたのです。

山口 40年代の初頭は、大学よりも高校が経理が苦しかったのではないですか。

谷田部 そうですね。

三角 それから、当時は非常な高度経済成長に入っていて、給与費がどんどん上がったのです。

谷田部 そう、25年の朝鮮動乱を契機にしたインフレでしたね。

三角 逆にいえば日本育英会の返済が楽になったんですね。

山口 1年に授業料を2回上げたりしたところもあったようですよ。

三角 ところが、学園紛争を機にして、授業料を値上げするのをビビったんですね。だから、納附金をなかなか上げられなくなってしまい、一方において、水増入学もやりにくい。ということで、一種の転換点と判断されたのが、岩間栄太郎管理局長とか、故八木徹自民党文教部会長で、またたまたま補助金発足の時にいらった坂田道太文部大臣でした。坂田文部大臣は国が「私学の給与費を補助するのは、神武以来のことだ」と国会答弁でおっしゃいました。

他方、国立の教員に比べると、私立の先生の給与は平均10%低かったのです。若い人はそれほど差がないけれど、上にいくほど差がついてしまう。これは余計なことですが、今では逆に私立の方がところによっては、30%上回っている私学もあります。

(以下次号)

◆文部省人事異動◆

＜平成2年7月1日発令。()内は前任。＞

文部事務次官(大臣官房長)	國分正明
大臣官房長(高等教育局長)	坂元弘直
生涯学習局長(総務庁青少年対策本部長)	
	福田昭昌
教育助成局長(京都大学事務局長)	菴谷利夫
高等教育局長(体育局長)	前畑安宏
学術国際局長(大臣官房審議官＜学術国際局担当＞)	長谷川善一
体育局長(高等教育局私学部長)	野崎 弘
高等教育局私学部長(大臣官房審議官＜大臣官房担当＞)	逸見博昌

初等中等教育局職業教育課長(高等教育局私学部学校法人調査課長)	高 為重
高等教育局私学部学校法人調査課長(学術国際局学術課学術企画室長)	若松澄夫
学術国際局国際企画課専門員(高等教育局私学部私学行政課課長補佐)	樋口修資
高等教育局私学部私学行政課課長補佐(体育局学校健康教育課課長補佐)	藤井陽光
日本私学振興財団理事(再任)	遠藤 丞
日本私学振興財団理事(再任)	丸田 晃